

第3章 江戸時代の坂田

太閤検地のきびしさと坂田

徳川家康を関東に移封するとすぐ、秀吉の検地がはじまった。伊豆からはじまった検地はその翌年の天正十九年（一五九一年）から武蔵、下総、上総、相模と順次に進められていった。この秀吉が天正・文禄年間に全国的におこなったものを太閤検地という。つまりこれが近世の石高制の基本となったわけである。

太閤検地の内容は、一步を六尺三寸四方と定め、三〇〇歩を一反とし、田畑の石盛を定め、さらに田畑の品等を上・中・下・下々と四段階に分け、それによって土地の標準生産高（石高）を算定したものであった。

この算定にもとづいて年貢の基準を決め、田畑を耕作する農民を記録する。

秀吉の事業はきわめて広くまた大きかった。第一に天下を統一したこと、第二にこの太閤検地によって、地積を明らかにして租税徴収を明確、確実にしたこと、そして第三

が野望に燃えた朝鮮征伐であった。そのなかでも坂田村の農民たちに直接関係するものは太閤検地であった。

秀吉は検地に反対する領主があれば、城に追い込んで残らず斬り捨てる。農民においても一郷も二郷もなで斬りにし、たとえ農民が一人もいなくなっても構わぬから、山の奥、海は船の行けるところまで念入りに検地せよ、という姿勢をくずさなかった。

関東入国後の家康も、当然、この太閤検地の原則にしたがって検地をすすめた。

われわれの郷土、坂田村にはその当時の記録はまったく見あたらない。

しかし、それから一一六年後の宝永四年（一七〇七年）に、坂田の名主であった大牧新左衛門が自分の家の控えとして書き写した『坂田村惣百姓田畑名寄帳』というものがあり、そのなかには、いわば「まえがき」のような形で次のように記されてあった。

「当村天正十九年卯年関東御繩奉行大久保十兵衛様御介添御勘定御奉行役石見守様郡中村高御地改メ被仰候処、当村田畑式百六拾余石御座候外原野、茅原、其外山谷間ニ田畑ト可相成処凡百石モ相見候ニ付右所凡百石御見積込高ニ被仰渡此所追々開発可仕旨ニテ全村高三百六十三石四斗六合ニ御極メ……」

坂田村はそれまで二六〇余石といわれていたのだが、大閤検地の際、関東御繩奉行の大久保十兵衛らの調査の結果、原野、茅原、谷合などに一〇〇石の余分の耕作地があった。これを発見した大久保らはさっそくこれを加算し坂田村の石高を「三六三石四斗六合」と定めた、というのがその内容である。

ここに見る大久保十兵衛は、のち大久保長安となり、慶長年間には代官頭となって徳川検地を指揮した人物であった。

■秀吉の朝鮮征伐(文禄・慶長の役)

一六世紀末、豊臣秀吉が征明を目的として、朝鮮に服属を要求しておこした戦争。一五九〇年(天正十八年)、後北条氏を滅ぼし天下統一を達成した秀吉は、征明の野望を抱き、一五九二年(文禄元年)、征明軍一六万を編成し、朝鮮に派兵した。秀吉軍は緒戦で勝利を収め、一時は明朝国境まで進出したが、明の援軍の攻撃を受け、停戦協定を結んで撤退した(文禄の役)。

次いで、一五九七年(慶長二年)、朝鮮の併合を目的として再び大軍を朝鮮に派遣し、激闘を重ねたが、翌九八年(慶長三年)、秀吉の死亡により停戦協定を結び、撤兵した(慶長の役)。

ほぼ三八%も割増された坂田村の石高であったが、その標準値に対して年貢を納めなければならなくなったのだから、村人たちにとって、きわめて厳しい重税となった。

この名寄帳控には、検地について、その後、慶長、宝永の両度にわたって地頭によって行なわれたとあるが、その石高は、太閤検地のときとほとんど変わっていない。これはいかに太閤検地がすみずみまで調査したかを示すと同時に、それから一六六六年の間、農民たちは、山林開墾にほとんど取り組んでいなかったと解釈されるのである。

坂田の支配者・旗本小笠原家

関ヶ原の勝利によって徳川氏の覇権が確立すると、その支配体制も当然変わった。すなわち徳川一門、上層譜代の台頭であった。万石以上の所領をもちながら、公称の大名の資格をもたなかった上層譜代はいっせいに独立の大名となり、さらに万石以下の譜代家臣ですら、加封されて独立の大名になるものもあった。

秀吉が卒伍のなかから大将を作り、昨日の敵を今日の親臣とし、急激に勢力を拡め、領土を拡張していったのに対し、徳川家康はあくまでも譜代主義をとった。家康にとっては才能を重んじるよりも旧情を、人物よりも血の近さを信用したのであった。

その結果どうなったか。上総の場合をみると、関ヶ原役前の内藤政長（佐貫）、岡部長盛（山崎）の両氏は役後もそのまま。しかし本多忠勝（大多喜）は伊勢桑名へ、石川康通（鳴戸）は美濃大垣へ、大須賀忠政（久留里）は遠江横須賀へとそれぞれ転封となった。その後へは、久留里に上屋忠直、大多喜には本多忠朝（忠勝の次男）を配置した。

忠朝は新規取立によって独立の譜代大名になった一人であった。

こうして家康は、全国をまとめあげる支配体制を着々とすすめ、ゆるぎない基盤を築いて、慶長八年（一六〇三年）に將軍宣下を受け、江戸幕府を開いた。

房総三国は江戸のお膝もとであるため、すべて譜代大名が配置されたわけだが、下級の直屬家臣団のちに旗本・御家人として、幕府直屬の軍事力を構成した。そして彼らは、家康の関東入国と同時に、江戸の周辺諸国に分散的に知行地をあたえられ、それぞれに陣屋をかまえて直接農民を支配した。上総はすべてこの旗本の知行地となった。江戸城防衛のための徳川氏の常備軍団の中核は大番衆四七五人であったが、それら武士の知行地は大部分が関東で、なかでも武蔵、上総に集中された。それは江戸城防衛の見地から、旗本の江戸集住体制が容易にとられるため、できるだけ江戸に近いところに知行地を与える必要があったからだった。これが天領である。

そして坂田は人見、中野、日渡根、本郷、西川、新井などを知行としていた直参旗本・小笠原家の支配地となった。のち元禄四年に知行地替えが行なわれた。

小笠原家の始祖は後白河帝の承安四年（一一七四年）に初めて小笠原の姓を賜ったと、古文書にある。それにしたがえば、遠く足利時代にさかのぼるけれども、小笠原姓は数氏あった。旗本・小笠原氏の祖といわれるのは、慶長十一年（一六〇六年）に三河城で卒去した小笠原左衛門佐重廣であった。重廣は家康の側近として各所で戦功を重ね、本来ならば数十万石の譜代大名となっていよいよの人物だったが、なぜか時の流れに乗りきれなかった。直参旗本として、その子・小笠原安芸信元（一五四四〜一六二二年）は、上総国周准郡のうちわずか二五〇〇石を受けるにとどまってしまった。慶長七年（一六

■寛政五年（一七九三年）の上総国九郡の支配

支配区分	領知数	比率
旗本	一四四〇	六三・二
与力給知	九七	四・三
代官	二八一	一二・三
社寺領	七	〇・三
清水領知	七一	三・一
大名	三八一	一六・七
計	二二七七	

（川村優氏調べ）

■静岡県幡豆町にあった重廣の居城

小笠原重廣の居住したところは、静岡県幡豆郡幡豆町で、城址が現存している。小笠原家の末裔にあたる初津家は、この幡豆にちなんで初津姓を名乗ったともいわれる。

○二年)には采地の上総国富津の館に移居し、西川村の正柵寺、富津村の長秀寺の二寺を開基したりして、慶長十七年(一六一二年)に歿した。

その後は、安芸信盛——彦太郎長住——帯刀長成——伊豆守信用——安芸信甫——兵庫信備——伊豆守信賢——信好——信庸と九代にわたった。

その直系が坂田字宇和手にある初津家であった。信庸の弟で幼名英吉(のちの正之助)が、江戸屋敷の浅草新堀から知行地の坂田村の元名主・坂井四郎兵衛方を頼ってきたのは明治四年であった。それから一七年間、英吉は四郎兵衛の世話になった後、明治二十一年、初津を名乗り、坂田に住みついた。その妻・志農は坂田の荊込弥七家の産であった。いま、初津家には往時を偲ばせる立派な什器が数点保管されている。

この初津家の裏山には現在立派な正一位稻荷様が祭られているが、そこには遠祖左衛門佐重廣と中興の祖といわれた信用(伊豆守に任せられたのち堺奉行をつとめた)、そして信偏の母・浄恵大姉、信賢の先夫人月暁日女霊神らが祖霊として奉斎されていた。浄恵大姉は坂田の藤井家(伏居家)から嫁した婦人であった。

小笠原家の家臣であった藤井家と小野家は幕末後も坂田村の住民となり、現在に至っている。また、神門の大草家も小笠原の家臣であった。小笠原家は幕末には加増され、石高は二六〇〇石となっていた。

地頭・大草平内の功績

旗本・小笠原家の家臣で徳川幕府の中期、この一帯の地頭職にあったのが大草平内義

則であった。平内は旧周西村の大草家に、寛永十七年（一六四〇年）に生まれた。

地頭といえ一萬石以下の武家の領地の差配人で、旗本に代わって知行地の收税や行政事務を執っていた役人のことである。古諺に「泣く子と地頭には勝てぬ」という言葉があるように、一般に地頭というのは、そのイメージが芳しくないが、この大草平内義則は、むしろ小笠原知行地の農民にとっては恩人として祭られている。

現在の君津市中富地区の東南端に位置する「大宮山富西寺」の境内を入ると西側に建っている一つの小祠がある。中富の人々は、これを「日の宮様」と呼んで崇敬している。祠内には大型の木製額が掲げられてあった。そして額文には大草平内義則の遺徳を顕彰するために奉祭したという由来が記されている。

「大草平内は初義則と称した後、改めて悦重という。幼名を孫助といったが祖父の幼名を継いで矢之助とも呼んだ。父は大草甚右衛門吉次。女は多田宗右衛門の女、寛永十七年庚辰九月二日出生、小笠原彦太夫長住の家臣で人見に住み、中富村の地頭であった。中富村の水害による苦難を彼はいたく憐み、年貢、水防救恤米のこと等あらゆる善後措置につき尽力せられた。なおこの苦難の根源が、小糸川による水害であることを察し、之を救う道は新しく川を掘さくして小糸川を直線にすることであると上司に働きかけたのである。元禄四年（一六九一年）小笠原氏の転封とともに彼も又地頭職を辞することになった。然し爾後十二年（一六九九年）巳卯十二月十二日、六十歳をもって江土に卒するまで新川端掘さくのこと及び旧川跡の処理、その開墾等を企画してくられてあった。彼の歿後五年にして新川の掘さくに成功し、旧川跡処理は一段落し、中富村は水害から遁れることが出来、耕地も殖え、生活も豊かになった。そこで村人は



大草平内を祀る日の宮様

平内の徳を慕い、彼の木像を作って富西寺の境内に小祠を建て「日の宮様」とあがめ、正月、五月、九月、十一月の年四回村中の者が富西寺に集って齋を設けお祭りをするこ
 とになった。中富では「お日待ち」と呼んでいる。日露戦争後、回数は正月、十一月
 の二回となった。

昭和四十八年十一月」

そして祠内には

高さ 三五センチ木像二基

” 一七センチ木像一基

” 六〇センチ頭頸部木像一基

が安置されてあった。

この、小笠原彦太夫長住とあるのは、小笠原家の祖・左衛門佐重廣から数えて五代目の当主である。大草平内はこの五代目とその前の四代目安芸信盛の二代にわたって仕えた。

現在の君津市神門の大草清家には天和二壬戌年（一六八二年）十月九日付で、小笠原彦太夫長住から大草平内に宛てた加増（一〇〇石から一二〇石に加増）の文書が所蔵されている。そこには長住の署名と書判があり、平内、四十七歳のときのものであった。

また元禄十二年七月二十七日の年月日が記載されてあるお墨付入れの小箱が現存し、その表には錦織藤左衛門と書かれてあった。中野の錦織藤左衛門を指すことは間違いないが、大草家と錦織家のつながりは、おそらくいずれも小笠原家の家臣であったのではないかと推察される。大草平内と坂田村は直接的にさしたる大事はなかったが、この一

帯はいい地頭に恵まれたものであった。

名主・大牧家と医家周西先生

名主・大牧新左衛門家はすでに十一世紀のころに坂田村に広大な土地を所有して羽ぶりをきかせていたといわれる。十一世紀といえば、前記の「忠常の乱」が起こったころのことだ。

長福寺住職の諏訪祐慶師の考証によれば、大牧家は、前九年の役（一〇五四年～一〇六二年）から後三年の役（一〇八五年～一〇八七年）ころ、上総の支配者であった平常将、常長、常兼、常家らの下で、その命によって坂田の七ツ堰を築造、もしくは改修し、坂田村に多くの美田をもたらした家柄だった。

大牧家はその七ツ堰より西南方の字花の井から五龍下一帯にかけて、多くの田地を私有し、代々名主をつとめた。

「畑にこおぶし、田にひるも 坂田に大牧なけりゃよい」と古い伝えも残っていたが、大牧家の勢威ぶりは、少なくとも江戸時代前半までは大変なものであった。

ただ、以前ほど強力ではなかった。それは戦国時代に北条、里見の戦い（一五六〇年代）の戦乱にまき込まれたり、過酷な徴税、課役、さらには坂田村が早魃に弱い土地であったことから次第に衰微の道をたどっていた。

天明六年（一七八六年）の十二月に作成された『田地十ヶ年季の譲渡書』という証文



大牧家の秘宝(齊藤優家所蔵)



が発見されたが、これには地渡し主・新左衛門とあり、かつての名門であり、坂田村の名主もこの時代にはいろいろ難儀していたことが察せられる。天明朝といえ、全国的に大飢饉に見舞われた時代であった。天明三、四年のころには農民たちは多数餓死し、経済的に非常に苦しい時でもあった。そうしたことが原因したのか、ともかく大牧新左衛門は、田、壹畝拾九歩を金拾両也で売却したのであった。

文章を読みやすいように書きあらためるとその内容はこうであった。

相渡シ申拾ヶ年季田証文之事

一、新田 拾貳歩

一、新田 拾貳歩

一、新田 九歩

一、新田 拾歩

一、新田 六歩

合 壹畝拾九歩

御水帳之通

右田之儀は当年（天明六年のこと）の御年貢未進（滞納のこと）其の外諸払い方に差し詰り難儀仕候間当年より来る卯年迄拾ヶ年季に書面之通相渡代金残らず加判人立会之上確に請取り御年貢上納致し残金にて諸払方相済み申候処実正也 然る上は御年貢諸役懸り物等御地頭様年々御割付之通り相勤め御所持成られべく候 此田地諸親類は申すに及ばず脇より障り候者一切御座無く候 万一六ヶ敷申す者御座候はば我等加判人何方迄も罷出で急度申開き致し其許江御苦勞掛け申間敷候 勿論年季之内本金

■天明の大飢饉

天明年間（一七八一―一七八八年）、全国を襲った大飢饉。一七八二年（天明二年）、は平年の六分作という大凶作、翌年も浅間山の噴火などで関東・東北は大凶作に襲われ、米価が高騰し、全国的な大飢饉となり、大量の餓死者を出した。一七八四年、八五年にも関東の出水と気候不順のため再び飢饉となり、餓死と疫病の流行で、全国で一〇〇万人近い人口減少をきたした。このため、江戸をはじめ都市では打毀しが起こり、老中、田沼意次の失脚を早める結果となった。

なお、この飢饉を契機として、一七八六年（天明六年）、幕府は下総手賀沼の干拓に着手したが、完成を見ぬまま失敗に終わった。

返濟仕り候はば右田地相違無く御返し給わるべく候 年季明け請返し申さず候はば名田控地に成さるべく候 たとえいかよう之儀出来仕り候共後々末代に至る迄一言の異議申間敷候 後代の為証文仍て如件（くまると）

坂田村 地渡し主

新左衛門 ㊦

同村百姓代

勘左衛門 ㊦

同村組頭

喜左衛門 ㊦

同所

兵右衛門 ㊦

同所

四郎兵衛 ㊦

同所

六左衛門 ㊦

村方 次右衛門殿

葉師堂 十能和尚様

この証文の意味は一目瞭然である。「年季明けまでに請返しできない場合は名田控地と成さるべく」とあるのは、そこ許の田地として取り扱われたいとの意と思われる。

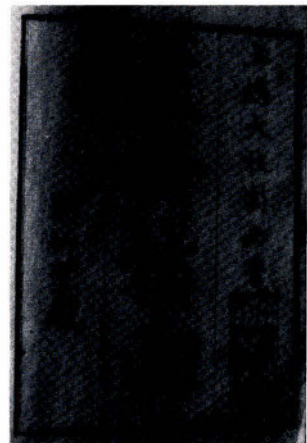
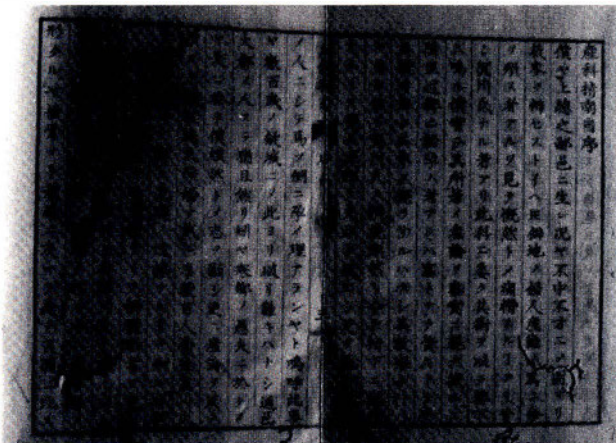


大牧新左衛門から村役人に出された土地譲渡証

当時の諸物価がどうであったか、いささか不明だが、この田一畝一九歩の代金が一〇兩とあるのはいったいどれほどの値打ちであったのか。この土地は谷合のこま切れ水田のようだった。それが一〇兩というのだから、当時の地価はかなり高騰していたのであろう。いずれにせよ、大牧家は難儀の末、そのころから田畑を売却しはじめていたのであった。この大牧家からは名医が出ている。宝暦七年（一七五八年）、大牧家の中興の祖で、新左衛門を初めて名乗った人から数えて八代目。坂田村に生まれて、名を明敬、通称を新左衛門、号を「周西」と称した。

大牧周西は若い頃から名主として坂田村のために尽くしたが、三〇歳を過ぎたころから医を心がけ勉強を続けた。その結果、やがて名医としての実力ある人物に成長した。そして彼は自らの学術的研究と体験によった文献を残した。それが『乾坤産科指南』『産科新論』（三巻）、『産科全考』（二巻）であった。文政六年（一八二三年）六月に脱稿したが、大牧周西は、その翌年の文政七年（一八二四年）四月八日に六七歳で没してしまつた。それから二年を経過した文政九年、高弟・森崎保祐らの手によって、これらの著書は出版された。それはまたわが国の産婦人科の文献としては、日本最初のものであった。その自序によると、

「僕は上総の鄙邑に生まれ、不才で菽麦（まめとむぎ）を弁じないほどだが、僻地の婦人の産難のために一命をおとす者あるのを見て、大いに心痛め、昔、賀川というこの道で都下で有名な医家があったが、僕はかつてその人の著わした産論を読み、親しく実地に試み、近隣近郷に妊婦があれば富んでいても貧しくとも往きて診察し、その数は挙げて数えきれなかった。初めて賀川氏の所説が顕然として指下に明白であること



大牧周西著『産科指南』表紙と自序(千葉県立中央図書館所蔵)

を覚えた……」

賀川というのは賀川子玄といって、すでに京都では有名な産科専門医であった。その産論を読みながらの独学はなみたいいのものではなかったが、研究心の強い大牧周西は、努力の結果、ついにこの賀川と並ぶ名医となった。大牧周西が著した文献は千葉県立中央図書館に所蔵されている。

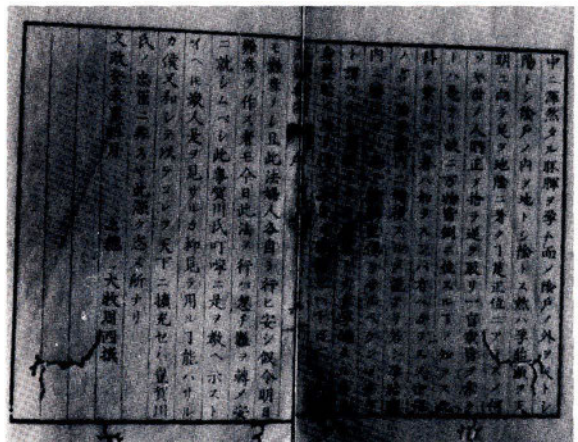
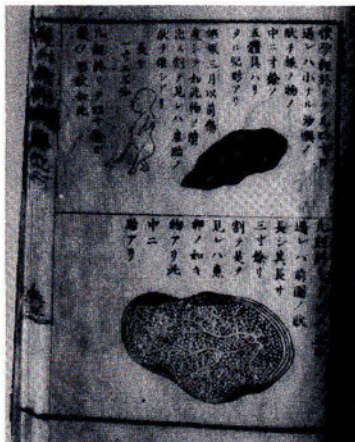
この大牧家の墓地は坂田長福寺下の地藏堂墓地内にある。その墓石のうち一基には、承暦二年没（一〇七八年）と刻してあるのがはっきりわかる。おそらく江戸時代に先祖の墓石として建てられたと思われる。ちなみに大牧家は一時、大前という文字が用いられたが、文政年間、これを誤りだとして、大牧にあらためたとの記録がある。

江戸中期、坂田の本百姓

大牧新左衛門の写し書きした宝永四年の『坂田村惣百姓田畑名寄帳』は江戸時代における、坂田村の状況をよく物語っている。

宝永四年といえば五代將軍綱吉の治世下であった。この年は富士山の大噴火が起こり、宝永山が形成された。幕府はその被害地域への救助費用を全国に割りあてた。また諸国からの伊勢神宮への参詣が流行した時代でもあった。

そのころ坂田村の百姓たちは、地頭所へ再三の陳情を行っていた、という。慶長度、宝永度において地頭所は御地改めを行なったが、坂田はなお米不足をきたしていたので、さらに検地を行なった。その結果、都合三六三石四斗六合となり、新々田



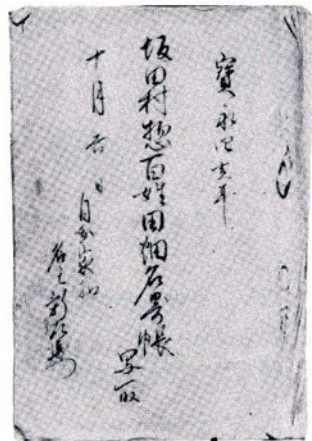
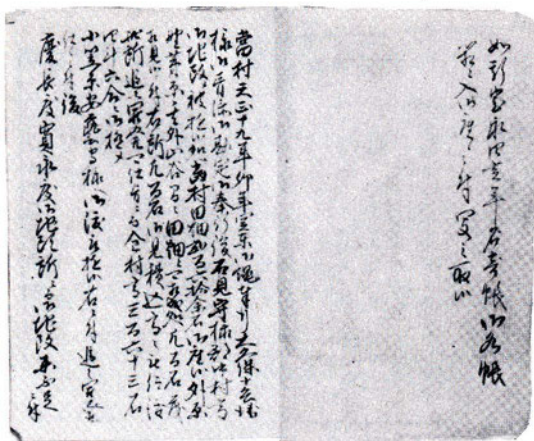
内容の一部

畑は御高外にしてもらった。また古田についても再び検地を仰せつけられた。百姓たちは難儀の旨を陳情したが、ついに地頭所は聞き入れず、三六三石四斗六合の石高を受け入れざるを得なかった。

一方、字沖下田七町歩は水深の場所であるので、田堰とみなして年貢無納地に願上けたところ、これまたお聞き入れにならなかった。せいぜい石盛（年貢の基準）を七つ盛から一段階下げて六つ盛にするのがせいぜいだった、と当時の村の状況を記している。名主・大牧新左衛門はじめ村役たちの苦勞がしのばれるところである。

この田畑名寄帳に載っている本百姓は五一戸（ただし寺と山番は別）、新百姓一〇戸の計六一戸であった。本百姓は年貢、労役負担を受ける一人前の百姓で、武士に次ぐ階層であった。新百姓とあるのは耕作反別も少なく、文字どおり百姓になったばかりの村人を指したのであろう。また、名前の上欄に「創生」とあるのが一六戸ある。それは、村の始まりからあった古い家柄を示したもので、村人から尊敬の念をこめられて呼ばれた名称であった。村役などもこの「創生」の家から選ばれていた。

- | | | |
|-----------------|-----------|-------|
| 一、田畑合 壹町七反壹畝十五歩 | 組頭 | 源 兵 衛 |
| 一、田畑合 貳町貳反貳畝六歩 | 創生 | 四郎左衛門 |
| 一、田畑合 壹町四反三畝廿三歩 | 創生四郎左衛門同類 | 四郎兵衛 |
| 一、田畑合 六反七畝五歩 | 創生 | 十左衛門 |
| 一、田畑合 九反廿七歩 | | 次郎兵衛 |
| 一、田畑合 壹町六畝三歩 | | 嘉左衛門 |



名主・大牧新左衛門の書き写した宝永4年の「坂田村惣百姓田畑名寄帳(写)」(秋元晋家所蔵)

- 一、田畑合 八反八畝廿六歩
- 一、田畑合 貳反四畝廿二歩
- 一、田畑合 貳町三反七畝十三歩
- 一、田畑合 壹町三反貳畝廿三歩
- 一、田畑合 壹町六反貳畝十三歩
- 一、田畑合 壹町壹反八畝廿九歩
- 一、田畑合 九反六畝七歩
- 一、田畑合 九反四畝十二歩
- 一、田畑合 五反九畝八歩
- 一、田畑合 壹反九畝廿七歩
- 一、田畑合 貳反十畝歩
- 一、田畑合 三町九反五畝廿六歩
- 一、田畑合 壹町貳反六畝八歩
- 一、田畑合 一、田畑合 七反貳畝廿二歩
- 一、田畑合 壹町貳反三畝廿一歩
- 一、田畑合 七反五畝八歩
- 一、田畑合 四反八畝九歩
- 一、田畑合 四反八畝廿三歩
- 一、田畑合 三反三畝六歩

創生組頭

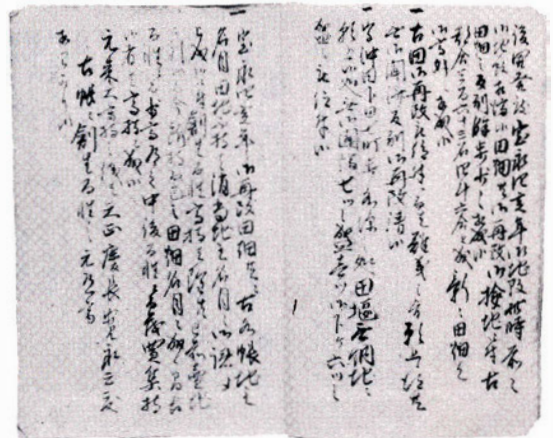
創生

創生

創生六郎左エ門同類

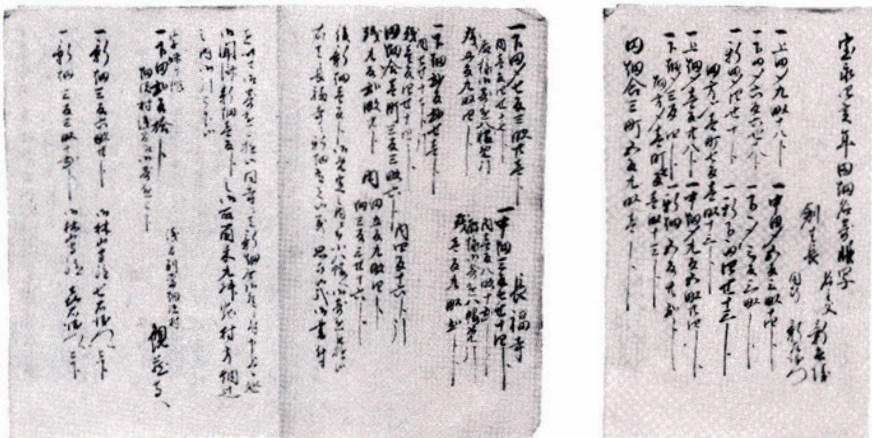
元禄度より新百姓

- 傳左衛門
- 孫右衛門
- 三郎左衛門
- 喜左衛門
- 次郎左衛門
- 六左エ門
- 次左エ門
- 次兵衛
- 善左エ門
- 与左エ門
- 門七分
- 五郎兵衛
- 九兵衛
- 次右エ門
- 勘左エ門
- 佐次右エ門
- 九兵衛肝入り
- 嘉兵衛
- 佐右エ門
- 弥右エ門



内容の一部

一、田畑合	耆町八反九畝十九步	創生	市右工門
一、田畑合	耆町五反八畝廿一步		茂右工門
一、田畑合	耆町六反十步		忠左工門
一、田畑合	耆町貳反八畝廿五步		甚左工門
一、田畑合	八反六畝廿步		兵左工門
一、田畑合	四反四畝廿九步	創生	庄左工門
一、田畑合	八反貳畝貳步	創生	作右工門
一、田畑合	七反八畝		三右工門
一、田畑合	耆町九反廿三步	創生	七郎右工門事
一、田畑合	耆町貳反壹畝十九步		弥兵衛
一、田畑合	耆町三反五畝十八步		三郎兵衛
一、田畑合	九反三畝十壹步		六郎右工門
一、田畑合	耆町壹畝四步		助右工門
一、田畑合	六反三畝十三步		勘右工門
一、田畑合	九反貳畝十六步	創生	六郎左工門
一、田畑合	七反六畝廿一步		嘉左工門
一、田畑合	四反七畝廿七步		仁兵衛
一、田畑合	三町四反壹畝廿四步	創生	安左工門
一、畑	貳反六畝八步		四郎右工門
一、田畑合	九反八畝廿七步	創生	七郎兵衛



「坂田村惣百姓田畑名寄帳(写)」の内容

一、田畑合	四反十八歩		茂兵衛
一、田畑合	耆町三反九畝廿四歩		七兵衛
一、田畑合	耆町三反十歩	創生	兵右エ門
一、田畑合	八反八畝十七歩	創生	伊左エ門
一、田畑合	六反七畝廿六歩		善兵衛

以上五〇戸と創生長である名主・新左衛門を加えて五一戸が本百姓であった。新左衛門の所有耕作地は「田畑合 三町五反九畝一步」であった。このほかに長福寺が「田畑合 一町三反三畝六歩」を所有していた。一六戸の創生のうちから数軒が廢絶家となっているのは、われわれ身近な者にとって誠にさびしい限りである。まとめると坂田の本百姓は、

五反未満	一〇戸
五反以上	八戸
八反以上	一〇戸
一町以上	一八戸
二町以上	二戸
三町以上	三戸

であり、新百姓一〇戸はすべて二反以下であった。三町以上の新左衛門、五郎兵衛、安左エ門の創生たちの所有地は実に群を抜いており、坂田村の農民はこの人たちによって長年、指導されていたと思われる。

この田畑名寄帳の控え書にはさらに翌年の宝永五年（一七〇八年）三月に行なわれた村の取り決めが記されている。それは村中の子孫繁栄のためを思つての約束事であった。

「もし子孫が不慮の災難にあつて、年貢を納めきれず、家居畑を売払わねばならないなど差し詰つた場合には、村評議して村買上げとなし、のちにその子孫が相続できるように取り計らうこととする」

という内容のものであった。村中は協力連帯して災難に対処するという村落協同精神が説かれているのであった。

なお、それから八〇年後の天明五年（一七八五年）の記録によれば、坂田村の総戸数は七六戸とある。宝永度の田畑名寄帳以後一五戸の農家が新しくできたことがわかるのだが、農民の日常はいうまでもなく決して豊かではなかった。

所替えと堰、大堀の由来

往時をしのぶ資料として貴重な存在は古絵図である。現在の坂井五郎家に文政二年（一八一九年）の古絵図が保管されてあつた。（付録「江戸時代の坂田全図」参照）。その古絵図によれば、百姓は七六戸。宝永年度の田畑名寄帳は六一戸であるから、一二年の間に一五戸しか増加していない。当時は武士階級の支配が強く幕府の統治政策も年貢のきびしいとりたてにあつて、百姓の富の蓄積は極力押えられていた。したがって百姓には田畑の開発などの力はなく、むしろ無益ですらあつた。

この古絵図によると坂田村の百姓七六戸のうち七戸が、都合により住家の移転をして

いることが記されている。

一、助左エ門 元屋敷畑本家庄左エ門屋敷の中にあり、又助左エ門こと山守喜右エ門跡役づく。

二、善兵衛 元屋敷 六郎右エ門前にあり。

三、半七郎(左平のこと) 元屋敷吉ヶ作吉左エ門屋敷ならびに佐次右エ門(本間家の本家)元屋敷同人前向山の中新畑五畝一五歩山崩れ荒地になる。

四、弥兵衛 名目新畑へ所替後右住居新畑五畝一五歩預居林高に入る(税の対象になったの意)

五、喜兵衛 元住居畑は同所喜平次と吉左エ門家の間にあり

六、弥惣兵衛 元住居字高坂下畑二畝一七歩の所(現在の坂井武次家)六左エ門東隣、文化十三年用水新溜井になる、よって加知畑と所替

七、與左エ門 元屋敷畑は同人本家後七郎屋敷続きにあり、文政二年加知畑と所替
弥惣兵衛方については所替えの理由が明記されているが、他は、その事由がわからない。

弥惣兵衛の所替えについて、この古絵図の余白部分に次のような添え書きがあった。

「明和年間の寅、卯年の両年に夏から秋にかけて大旱魃があり、高坂堰の水が保たず、毎年高坂地内の田八反余歩が不作で困惑したため、文化十三年に弥惣兵衛住居の下畑二畝十七歩の地を溜井に仕りたいと、その筋に願ひ出たところ、お聞済みになった。

そのため翌年、弥惣兵衛は加知畑へ所替えした」
なお、用水についても、もっと詳しく記されていた。それによると、

■高坂堰

高坂堰は現在の「高坂壺園」のところにあつたが、その築造はいつのころか定かではない。ただ、古文書によると、明和年間の寅卯の兩年夏から秋にかけて大旱魃があり、高坂堰の水が保たず、高坂の水田およそ八反余歩が毎年旱害で困難をきわめたので、現在の坂井武次家の敷地(当時は弥惣兵衛家)をその筋の許可を受けて溜井とし、このため弥惣兵衛家は加知畑へ所替えとなつたとある。

そして高坂堰から馬道(現在の斎藤保家東端)を通り、四郎兵衛家裏からこの溜井まで水路を造り、堰水を溜井に流していた。しかし文化十三年八月(一八一六年)の大暴風雨によって四郎兵衛裏山が一六間も欠け崩れてしまい、水路が用をなさなくなつたので、文政三年春には、この堰水を重左エ門屋敷畑横の堀に流し排水した、とある。

この高坂堰も坂田七ツ堰の一つだったと思われる。なお、この高坂堰のすぐ近くの東方納戸にも同じような小さな堰があつたけれども、今回の開発によって宅地化されてしまった。

「高坂次左エ門屋敷西南（現在の消防地下貯水タンク辺）より白山森大松の下、一畝歩を村で買い取り、用水の小池を掘り立て、この水を汲みあげて二ノ坪、三ノ坪（後の一の壺のこと）の田地への灌漑用水として使った」というのであった。

白山森とは、高坂の六左エ門のもので、田圃の中にこんもりと小さな森をなし、人々は白山様といって祭っていた。起源はつまびらかではないが、太平洋戦争まで素朴な趣きがあった。昭和十八年に海軍航空廠八重原工場（後述）用の海軍道路建設のためとりのぞかれ、その後、八幡神社境内へ移祀された。

また文政初めの絵図（口絵参照）によると、坂田大関谷（下堰）はそのころ、しばしば欠け崩れ、あるいは埋ったりしていたとある。この堰は坂田村の耕地には、命の綱ともいふべき大事な存在だった。もし満水になった場合、土堤が水勢のため崩壊し大事に至るおそれがあった。そこで坂田村では相談のうえ、下堰の築堤をし、水面を前より三尺五寸（一・〇六メートル）高くした。このため灌漑用水は二倍余りとなり大益（大きな利益）をもたらしたのであった。

しかし堰田三反余歩は、このために水深が三尺余りにもなって地主が大変迷惑することになった。それを説得、承知させ、村方は、毎年暮に米二俵を損料としてその地主に渡すことにした。この堰田三反余歩はその後、村相談のうえ、二五両で買い上げ、村持ちとなった、とある。

そして年貢、諸役は地頭に願い出て免除してもらった。地頭からは半金をお下げ渡しとなり、残りは惣百姓の所持田畑の高割りとしたとあるが、この三反余歩は下堰、上堰

の間の雑地と思われる。地頭が半金を下げ渡したというのも、その人柄がしのばれる。

また坂田字三ノ沖田、二ノ沖田、一ノ沖田のほぼ中央には東西を貫く大堀おほぼりがあった。

この大堀は正徳元年（一七一一年）に、当時の名主大牧新左衛門が中心となって掘った。沖田一帯の低地冠水状態を見て、村人たちと相談のうえ、巾一丈二尺の大堀工事計画を進め、ほぼ六町八反余歩の水田はたちまちのうちに美田となった。

その後、長い歳月のうちに、この大堀にも欠け崩れが現われた。そして文化一五年（一八一八年）秋にその補修工事が大々的に行なわれた。名主、村役人、百姓たち総出の工事で溝浚いと築堤につとめた。

名主・坂井四郎兵衛の一代記

十一代四郎兵衛が坂田村において初めて醤油醸造業を興したのは文政九年（一八二六年）のことであった。このところ近隣の海岸寄りの村落では近江屋甚兵衛の指導により海苔の養殖が開始されたが、坂田村はその地先きに広大な海岸をもちながら、河口がないことを理由に、その恩恵にあずかれなかった。人見村、大堀村、青木村と順次海苔養殖を手がけ、生活を満たしているのを、坂田村の人々はただ羨望の眼差しをもって見ているにすぎなかった。

そんな時代における四郎兵衛の旗上げ。四郎兵衛五六歳のときであったが、彼の波瀾万丈の生涯のいわばしめくくりの形での創業は、着実な発展を遂げることになった。その後、名主を勤めて村の指導に乗り出してからは、坂田の人々を多く雇用し、貧しい農

民の面倒を見たのであった。

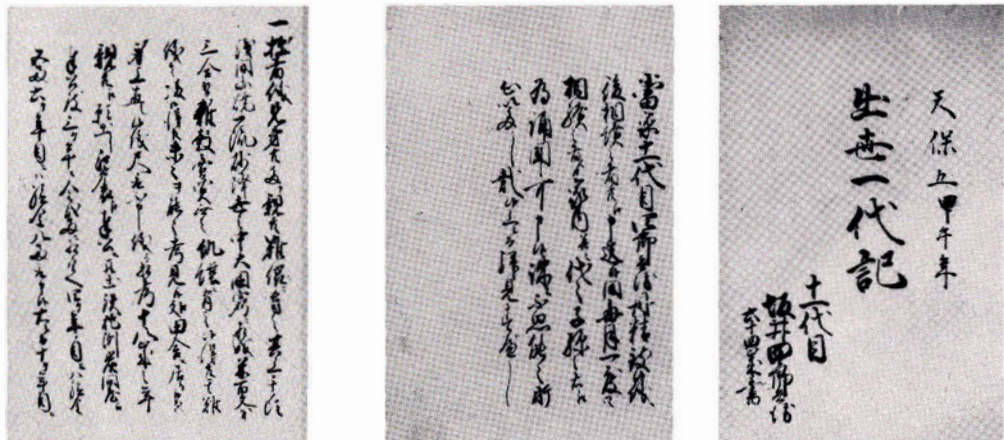
十一代四郎兵衛の始祖は、足利末期のころの井祐四郎兵衛（文禄二年〓一五九二年〓八七歳で死去）といわれるが、その本家は東隣りの井祐四郎左衛門家である。当時、四郎兵衛家の田畑は合計一町五反歩ぐらいであったから、坂田村の百姓では中クラスだった。

十一代四郎兵衛は、明和八年（一七七一年）四月八日に日渡根村の石井家に生まれ、井祐家へ養子として入った。そして彼は、天保五年（一八三三年）に自らの一代記を書き遺したのだった。現代風に訳すと次のようであった。

「私が十二歳のとき、すなわち天明三年（一七八三年）は浅間山の大爆發が起こって世情は騒然としていた。加えるに大飢饉が続き、錢百文につき米三合という高物価の時代で、親兄弟は困窮した生活を送っていた。そこで私は一念発起して、一八歳のとき親の許しを得て江戸の鉄砲洲の炭問屋・丸屋儀兵衛方に奉公に出た。最初の三年間は年給金二両、四年目からは五両、六年目からは八両と昇進し、十年目の二八歳のと き帰郷した。

そこで覚えた商法で、当初、米、酒、その他の品々を商ったが、結局、貸倒れが多 く失敗。二年後、ふたたび同じ炭問屋を訪ね、今度は向う二〇年間奉公の約束で、年 給金二〇両で就職した。余徳分もあって年間三〇両は堅かった。諸かかりを差し引く と一年で一〇両は残った。

帰郷後、鉄砲洲の主人・丸屋儀兵衛が坂田村に出張してきて、本名輪河岸で薪を買 い、五大力船で江戸に搬んだが、引き合わず失敗に終わった。そのころ私は、同じ本



十一代坂井四郎兵衛『出世一代記』(坂井五郎家所蔵)

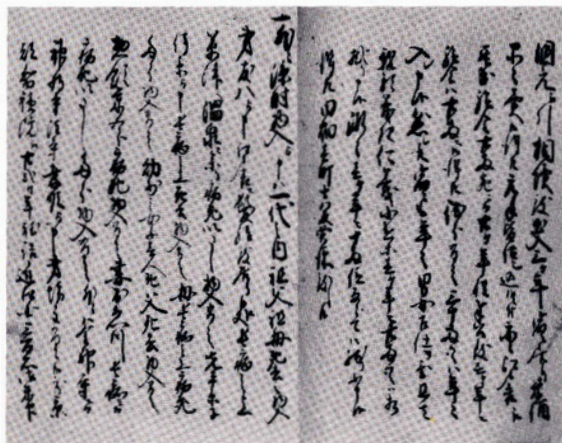
名輪河岸で伊豆国から温泉の湯の華を取り寄せ、家を二軒建てて湯治宿を試みたが、人手が少なく、そのうえ普請費用がかかりすぎて赤字。一方、四、五〇人の日雇いを雇っていた、たちの飼育を二、三年やった(毛皮を販売したのか)。しかしこれも、丸屋儀兵衛と炭の商いのため紀州の城に出張して六〇日間も留守にしたことから、多額の欠損をまねき、失敗に終わった。

そして文政九年、初めて醤油醸造業を営んだが、すでに年は五六歳に達し、働き盛りであった。この文政九年には坂田村の名主・新左衛門が中風のため死去して、しばらくは組頭が名主役を兼務していたが、新左衛門の後を受けて名主を仰せつけられた。それから三年後の文政十二年(一八二九)には上総六カ村(小笠原知行地)の御米取立役を仰せつけられ、苗字帯刀を差し許されるようになった。給料は二人扶持、外に野扶持といつて米六俵が支給された。これを機会に代々名乗っていた井祐の姓をあらためた。坂田村の「坂」と井祐家の「井」をとり、坂井姓に改め、坂井四郎兵衛となつた。五九歳の時であった。

坂井四郎兵衛となつた十一代はその後天保九年(一八三八年)現在の明石醤油のあるところに住居を新築したが、その年六八歳をもつて死去したのだった。

十一代四郎兵衛の親も組頭をやつたこともあり、十一代自らは諸国を飛び回っていたが、四郎兵衛家は、すでにそのころ坂田村の指導者になっていたのである。

明石醤油はその後、幕末の混乱期にもまどわされることなく、発展を続けた。村民たちは、農業のかたわら、その醸造工として働き、貧しいながらもその家計を助けた。そして明治維新の際、平民は「兵衛」を名乗ることが禁じられ、以後「四郎治」と称する



内容の一部

ようになった。なお、坂田には坂井姓を名乗る家がほかに数軒あるが、いずれも、坂井四郎兵衛家とゆかりのある家である。

坂田の道路と鳥獣たち

江戸中期における坂田村内の交通は、民家に沿って東西に走る、旧県道が中心であった。街道としては、本郷から釜神、中野を通り、坂田の高坂から山道を畑沢に抜け、そして木更津に至る道路があって、当時は房総街道といわれた。江戸に向かう大名や武士たちの行列もこの道を通った。おそらく鬚を結ったわれわれの先祖も、この街道を天秤を肩にして農産物を木更津の街へ運んだのであろう。いまはこの街道は、都市化のための開発によって昔のおもかげはなくなった。

花の井からは海岸に向かって一本道が通じていた。海岸につきあたって切れている。また逆に本名輪方面から南に奥の路、二津田、寺家坂から前五龍に抜ける寺家坂道も村人たちの貴重な道であった。一方、花の井から海岸に向かう道路の途中から、道路が右手に分岐して大関谷に通じていた。堰の管理や山道として利用されていた。

現在の国道一六号線はそのころはまだない。坂田海岸線は山が迫って地形的にも道路が通れるようなものではなかった。人々は干潟になった波打ち際をときには道路がわりに使ったのであろうが、文政の古絵図には、道らしい道はない。

山道としては、房総街道のすぐそば、高坂と仲町の境に畑沢に通じる急勾配の険しい道があった。馬道と呼ばれていた。また坂田字宇和手の田代屋西側にも馬道と呼ばれる

山道があった。この山道については、その昔、畑沢の馬込地区が軍馬の牧場として栄えた時代があり、その名残りではないかという説もある。里人たちは、この牧場から馬を挽いて戦場へ送ったことから馬道と呼ばれるようになったという。奈良時代、東北の蝦夷征伐の際、この地方が、軍糧、兵士の徴発地としてかなりの役割を果たしたことは前記したが、馬道はそんな苦い思い出を背負っていたといえる。

防風林があったのも注目される。

「岩井芝地、寺家坂芝地および花ノ木（今の花の井のこと）芝地の三カ所は高山の谷合で北大風が吹き下ろし、耕作物が吹き荒れ難儀につき、文化十五年五月、当時の地頭、大草三郎右衛門様へ申立て、右谷間の方へ松を植えて、永代この松は伐るべからずと御議定された」との記載があった。（古絵図余白部分）

坂田の冬場の北風は身に沁みるほどであった。しかし、この防風林は幕末の万延年間ころ、伐採されてしまった。

さらに文政の古絵図を見ると、坂田の自然は動物たちの巣窟にもなっていた。丘陵には、猪、鹿、狐などが多く棲息していたとある。特に元禄、宝永年間には猪、鹿が多く、谷合や新開畑などは土質が悪く、かつまた日蔭などで収穫が少ないうえ、この猪、鹿が夜間に作物を食い荒し、自然に荒地になってしまった。三代将軍・家光の時代から吉宗（八代将軍）の時代においては、猪喰引きと称して、猪の被害の多い山畑などは年貢をある程度減免された。

一方、文政年間はいまの東京湾にはたくさんの鴨やその他の水鳥が群をなして棲息していた。当時の坂田村の名主・坂井四郎兵衛は、地頭に願い出て鳥縄の許可を受けて猟

■東京湾と鯨

江戸後半、三浦半島の三崎から浦賀、房総半島の天羽郡から館山にかけての東京湾入口一帯では鯨が棲息し、見張舟が出て鯨の発見につとめていた。鯨の種類は、比較的小さなツチクジラ、カジクジラなどで、鉋突法（カキト）によって捕えていた。文化十二年（一八一五年）から明治二年（一八六九年）までの五五年間に五〇四頭を捕獲したと記録されている。この間、天保七年（一八三六年）の二六頭が年間の捕獲数として最高であり、文政九年（一八二六年）、嘉永元年（一八四八年）は一頭もとれなかった、という。引きあげられた鯨は出刃組（イサギ）によって解体作業が行なわれた。竹中邦香氏の稿本『房南捕鯨志』によれば、長さ三丈（九メートル）、周囲一丈五尺の鯨からは油三〇樽（四斗入）、赤肉五〇樽、骨六〇貫目、油滓二〇樽、蠟五貫目、その他に筋などがとれたという。

鯨油は当時、殺虫剤として稲作に広く用いられ、赤肉は食用に、骨は骨粉として肥料に、油滓も肥料にと利用されたが、しかしこの魚には多くの人数が必要であり、不漁のため明治二年で中断したとある。坂田の漁師がこの捕鯨に参加したかどうかは知る由もない。

を差配した。直接には輩下の者たちが行なったのであろうが、鳥縄という猟具は冬場、ことに北風とか氷雨が降り落ちるような悪天候のとき最も効果があった。その仕掛は、ワラ縄に萱の穂先などを挿し、あるいは捻り合わせ、その一部に「とりもち」をつけて、海面に浮かべる手法だった。鴨などが嘴で遊んでいるうちにその羽毛が「とりもち」に粘りつき、飛べなくなったところを捕獲するのである。名主などの村役人に限って地頭からの捕獲許可が下りた。

この鳥縄の猟法がいつごろから始められていたのか定かではないが、坂田の伝承によれば、少なくとも十一代將軍・家斉のときには、すでに行なわれていた。

家斉が御用船で海上を航行中のことだった。妙な鳥の鳴き声を耳にして、たまたま供奉のお先手頭の旗本・小笠原に「あれはなんとという鳥か」と御下問があった。小笠原は「どうぜん鳥と申します」と言上したが、家斉はさらに興味を示し「あれを捕まえて後刻献上せよ」と命じたのであった。

小笠原は畏み、自分の知行地である坂田村の名主・坂井四郎兵衛を通じ、鳥縄取締役・武兵衛にこれの捕獲を命じた。そのとき武兵衛は早速この鳥縄を使って「どうぜん鳥」を捕え、地頭、旗本を通じて將軍家に献上した。家斉公はこのほか喜ばれた、という伝承がある。つまりこのころからすでに鳥縄の手法が用いられていたことがわかる。

武士のカラ威張りに悩む百姓たち

嘉永三年（一八〇五年）といえ、倒幕運動が活発化する、その前夜ともいえる時代

■十一代將軍・徳川家斉（一七七三—一八四二）

一橋刑部卿治済の長男。一七八一年（天明一年）、十代將軍家治の養子となり、一七八七年、將軍職を継ぐ。前代からの権臣、田沼意次を排し、白河藩主松平定信を老中首座として寛政の改革を行なった。しかし定信の失脚の後は家斉の親政となり、幕政はゆるみ、大奥の華美驕奢は文化文政期の文化を生んだものの、幕府財政をいっそう窮乏させた。特に天保年間の大飢饉には有効な策を講じることができず、一八三七年（天保八年）には大塩平八郎の乱が起こり、同年、將軍職を家慶に譲った。

であった。海外諸国がしきりに日本に開国を求め、幕府は、相模、安房、上総、下総などの海岸防備を固め、日本全体が大きくゆれ動き出した時期だった。一方、武家社会の権威は下降するばかり、財政の困窮にもかかわらず、絶対専制では民百姓を押えきれない段階にあり、とりわけ旗本たちの財政はかなり逼迫していた。坂田などを知行地にもつ旗本小笠原家も例外ではなかった、と思われる古文書が発見されている。

申渡

坂田村

一御林五拾九町式畝三步

右御林之儀ハ従前ハ御地頭所持御林ニ有之候處林方之儀ハ元来百姓持山一向無之薪等ニ差支年来致難洪候ニ付小前百姓共ヨリ及年来一歎願書差出候ニ付御取調之処全難洪相違無之ニ付一村為御救之ニ此度右御林永御預被仰付候間村内大小百姓江夫々割合致差配可申候此厚御仁惠之段忘却致間敷候右ニ付為冥加一ヶ年金廿五両を相納可申候且又大切之御林地之儀ニ付取締方等追々可申渡候

嘉永三戊年

藤井 治助

三月

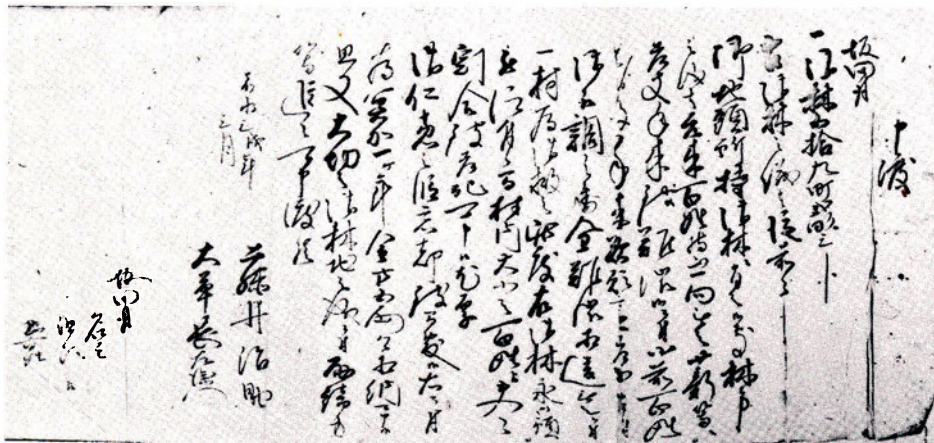
大草 長左門

坂田村 名主

組頭 江

惣百姓

この古文書はきわめて簡単明瞭であるが、若干解釈を加えるところだ。



藤井治助、大草長左衛門から村役人に出された申渡書

藤井治助、大草長左衛門の二人は地頭役所の家老か側役人とみられる。この兩名から坂田の名主、組頭、惣百姓に宛てたものだが、いかにも武士のカラ威張りが見えて興味深い。

坂田村の御林五九町二畝三步は従来から地頭の所有山林であった。しかし、山林については元来百姓の持山はいっこうになく、薪などに差支えしよっちゅう難渋していた。小前の百姓たちから何度も歎願書が差し出され、その窮状が訴えられていたので地頭役所で調査したところ、お前たちの言うことはもっともだということになった。そこで一村を救うという意味で、地頭様はこの御林を永く村預けにする旨、仰せられた。ついは村内大小の百姓にそれぞれ割り当て差配致せ。これは地頭様の厚き御仁恵から出たものであるから、これを決して忘却するのではないぞ。ついはその冥加金として一カ年金二五両を納めよ。かつまた、これは大切な御林地であるから、取締については今後、追々に申し渡す、という内容であった。

ただ地頭というのは一万石以下の武家の領地の差配人であって、地頭が所有地としてこのように広大なものを持たたかどうか、きわめて疑問であるが、かりにそうだとしてみても恩を押しつけながらの二五両の徴収。恩を与えられた農民たちにすれば、これほどありがた迷惑のことはなかったであろう。

この山林五九町余というのは、おそらく本名輪から浜崖、木廻加輪の一带ではないかと思われる。というのは、坂田草分十一軒の一つといわれる「しょうろく」家の墓誌にそれに関連する文章が読みとれるのである。

「当家は坂田草分十一軒の中に数えられ、古くからこの荘の役人であった時代もあつ

た。この地に風化しない墓石が使われるようになってからの中祖は『百相道円信士』
『妙高信女』の二人で元禄頃である。

徳川末期より明治の中期にかけて、この家には漢字や算数に秀でた徳治があり、地域の人々を指導し永くその人柄を称えられ、その子徳蔵も同様に算学にも通じ、明治の初期に政府より払下げた坂田浜崖の割山の割歩を立派に算出して人々を驚かせたという。(以下略)

ここにいう政府払下げ山林というのが、五九町余歩の一部と認められるのである。

しかし、いずれにしてもわれわれの先人である百姓たちの苦役はどこまでいってもきりがない時代であった。